

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十九号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年十一月奈良県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項」を削り、同条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十九条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に改める。

第十一号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十二号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十五号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十六号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「旧法」という。）第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係るこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則第十八条第三項の規定による旧法第五十四条第四項の書類の写しの知事への提出については、なお従前の例による。